

紀北町耐震シェルター設置事業費補助金

1. 対象者

町内に住所があり、補助対象住宅に居住し、次のいずれかに該当する方

- (1) 65歳以上のみの世帯
- (2) 次のいずれかの手帳の交付または認定を受けた方と同居している世帯
 - ・身体障害者手帳1級～3級
 - ・要介護度3～5
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級
 - ・療育手帳A

2. 対象住宅

次の要件すべてに該当する住宅

- ・昭和56年5月31日以前に完成（着工を含む。）した2階以下の木造住宅
- ・紀北町などが実施する木造住宅の耐震診断等の結果、評点0.7未満と診断された住宅
- ・紀北町木造住宅耐震補強事業費補助金の交付を受けていない住宅

3. 対象となるシェルター等

名称	
ベッド型 シェルター	安心防災ベット枠A・B
	防災ベットBB-002
	介護ベット用防災フレーム
	耐圧ベッドルーム型シェルター
	ウッド・ラック（WOOD-LUCK）
箱型 シェルター	木質耐震シェルター
	木造軸組耐震シェルター「剛健」
	三重県型「耐震シェルター」
	耐震TBシェルター「鋼耐震」
	シェル太くん工法
	シェルキューブ
	耐震シェルター「安全ボックス」
	耐震シェルター「レスキュールーム」

（注1）対象住宅の1階部分に設置し、1世帯1箇所

4. 補助金の額

耐震シェルター等の設置に要する費用の3分の2の額（最高25万円）

ただし、三重県型「耐震シェルター」に限っては設置費用の3分の2の額（最高40万円）

5. 申請に必要な書類等

(1) 申請書

必要事項を記入し、押印。借家の場合は、家主の承諾も必要です。

(2) 対象者であることを証明できる書類

世帯全員の住民票の写し等、身体障害者手帳などの写し

(3) 木造住宅耐震診断結果（判定書）の写し

(4) 耐震シェルターの設置に要する経費の見積書等の写し

※工事着手（設計を含む）購入するまでに必ず申請してください。

手続きの流れ（※工事着手（設計を含む）購入するまでに必ず申請してください。）

① 補助金交付申請

申請書必要な事項を記入、押印し、その他必要書類を添えて、本庁危機管理課または海山総合支所総務室へ提出して下さい。



② 交付決定通知の受理

町から「補助金等交付決定通知書」が郵送されます。



③ シェルターなどの設置

交付決定通知後、耐震シェルターなどの設置工事を行って下さい。

設置前、設置中、設置後の写真を忘れずに撮って下さい。

※交付決定日までに契約もしくは設置工事を行った場合は補助対象外となります。



④ 実績報告書の提出

設置が完了したら、完了後30日以内に、実績報告書を本庁危機管理課または海山総合支所総務室へ提出して下さい。

契約書及び領収書の写し、設置前、設置中、設置後の写真も忘れず添付して下さい。



⑤ 交付確定通知の受理

町から「補助金等交付確定通知書」が郵送されます。



⑥ 補助金の請求

補助金の請求をして下さい。請求後20日程度で補助金が交付されます。

（請求書は「補助金等交付決定通知書」郵送時に同封します。）

（実績報告書は「補助金等交付決定通知書」郵送時に同封します。）

紀北町役場 危機管理課 防災対策係
〒519-3292 紀北町東長島769番地1
TEL：0597-46-3114 / FAX：0597-47-5909
E-mail：kikikanri@town.mie-kihoku.lg.jp